

留学生委員会

本学では、在留資格「留学」を有する学生を「留学生」と呼びます。そして、留学生の学びや神学校生活をサポートしたり、相談に応じたりするために、留学生委員会があります。留学生委員会では、1年に1回、「留学生懇談会」を開催し、留学生と教員との交わりの時間を設けています。日本での生活や、神学校での学びにおいて困ったことがあつたら、いつでも相談してください。

1. 日本在留中の法的手続きについて

留学生は、大学で教育を受けるという目的で、日本での滞在が許可されています。そのため、日本に滞在している間は「出入国管理及び難民認定法」、「住民基本台帳法」に従い、いくつかの手続きをする必要があります。

◆在留期間の更新

留学生として日本に在留を許可される期間は、1年3ヶ月から4年3ヶ月と様々です。多くの留学生が、本学在学中に1度は在留期間を更新することになります。在留期間を超えて、引き続き日本への在留を希望する場合には、在留期間更新の手続きを行なう必要があります。この手続きは、在留期間の満了日の3ヶ月前から、出入国在留管理庁で行なうことができます。必要書類を揃え、できるだけ早く更新手続きを行なってください。在留期限を1日でも過ぎると、不法滞在として、出国命令または退去強制により出国することになりますので、ご注意ください。

◆在留資格の変更

本学を休学・退学（または除籍）する場合は、在留資格「留学」で日本に滞在することや、アルバイトをすることはできません。卒業・修了した後も同様です。休学・退学・除籍や卒業・修了の際には、速やかに出国するか、在留資格の変更の手続きを行なってください。なお、大学から出入国在留管理庁へは、定期的に休学者・退学者・除籍者や卒業者・修了者の氏名と在留カード番号を届け出ることになっています。在留資格「留学」のまま日本に滞在すると、強制退去や刑罰の対象となります。必ず守ってください。

◆資格外活動の許可

在留資格「留学」では、就労は認められていません。留学生がアルバイトを希望する時は、出入国在留管理庁に資格外活動の許可を受けなければなりません。資格外活動許可なしにアルバイトをしたり、許可された範囲を超えたアルバイトをしたりすると、処罰の対象になります。

留学生は、週 28 時間までアルバイトをすることができます。また、大学の夏期・冬期・春期休業中には、1 日 8 時間以内のアルバイトが可能です。但し、「出入国管理及び難民認定法施行規則」第 19 条にあるように、例えば、バー・パチンコ・麻雀店等では、仕事の内容にかかわらず、働くことが禁止されています。

なお、在籍する大学との契約に基づいて報酬を受けて行なう教育又は研究を補助する活動（Teaching Assistant/Research Assistant）については、資格外活動の許可が不要です。

◆居住地の届出・変更

日本に 3 ヶ月を超えて在住する外国人は、居住地を定めてから 14 日以内に、その居住地の市区町村に届け出をしなければなりません。また、在学中に引越した場合も、区役所・市役所・町村役場で居住地変更（住所変更）の手続きが必要です。

◆学生課への報告

出入国在留管理庁や市区町村での手続き完了後、原則として 2 週間以内に、次の書類を学生課に提出してください。

報告が必要な時	提出する書類
在留期間を更新した時	● 在留カード（表面）のコピー
在留資格を変更した時	● 在留カード（表面）のコピー
資格外活動の許可を得た時	● パスポートに貼付された「証印シール」のコピー ● 「資格外活動許可書」のコピー ※いずれか 1 点
居住地を変更した時 (引越をした時)	● 在留カード（表面・裏面）のコピー ● 市区町村発行の「住民票の写し」 ※いずれか 1 点

2. 国民健康保険への加入義務について

日本に 3 ヶ月以上在留し、住民票が作成された外国人は、国民健康保険に加入しなければなりません。国民健康保険は、医療費の負担を軽減するための制度です。

国民健康保険に加入していると、医療機関での医療費の自己負担額が 3 割になります。留学生は、区役所・市役所・町村役場で居住地の届出を行なうと同時に、国民健康保険の窓口でも手続きをしてください。後日「国民健康保険被保険者証」が交付されます。医療機関を受診する時は、必ず「国民健康保険被保険者証」（＝保険証）を持参してください。

また、ひと月の医療費の自己負担額が自己負担限度額を超えた場合は、その超えた金額が高額療養費として申請により支給されます。例えば、三鷹市では、診察の約 3 ヶ月後に保険課から申請書が届くことになっています。

神学校生活だけでなく、教会生活においても、健康な身体が何より大切です。少しでも体調不良を感じた場合は、無理をせず、早めに医療機関を受診しましょう。

3. 留学生住宅総合補償について

「留学生住宅総合補償」とは、財団法人 日本国際教育支援協会が運営している補償制度で、留学生自身が保険料を支払って加入します。補償内容は次の通りです。

① 留学生賠償責任保険

留学生本人が補償期間中に、日常生活に起因する事故、または留学のための宿泊・居住施設の所有・使用または管理に起因する事故によって、他人にケガを負わせたり、他人のものを壊したりして損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合、支払限度額の範囲内で保険金が支払われます。

② 傷害後遺障害保険

留学生本人が補償期間中の偶然な事故によるケガがもとで事故の日からその日を含めて 180 日以内に後遺障害が生じた場合に、その程度に応じて後遺傷害保険金額の 4~100%が支払われます。

③ 保証人補償

家賃の未払い等により、連帯保証人が家主から保証債務の履行請求を受けて支払った場合に、連帯保証人に対して補償金が支払われます。

「国民健康保険」では留学生自身の医療費の負担が軽減されますが、それとは別に、「留学生住宅総合補償」では、不慮の交通事故等でケガを負ったり、相手にケガをさせてしまったりした時に、保険金が支払われます。

補償金額と保険料等負担金

種別	補償対象者	補償内容	補償期間 1 年間	補償期間 2 年間
海外旅行保険	留学生	① 留学生賠償責任	5,000 万円限度	
		② 傷害後遺障害	240 万円限度	
保証人補償基金	保証人	③ 保証人補償	30 万円限度 家賃滞納 3 ヶ月まで 原状回復費 10 万円まで	
保険料等負担金			4,000 円	8,000 円
海外旅行保険保険料と保証人補償基金加入金の 合計負担額			保険料 2,500 円 + 加入金 1,500 円	保険料 5,000 円 + 加入金 3,000 円

4. 私費外国人留学生授業料減免制度について

本学に在籍する私費外国人留学生の経済的負担を軽減し、学業継続を援助するために、授業料減免制度があります。留学生からの申請書に基づき、学業成績や経済状況を含めて審査が行なわれ、当該年度の授業料の30%相当額を限度に減免されます。

4月の留学生オリエンテーションで詳しい説明をし、申請書等を配付します。

5. 日本語基礎クラスについて

本学では、神学を学ぶために必要な日本語能力の習得を目的として、日本語基礎クラスを開講しています。

新入生のうち、合格書類に「日本語基礎クラスについて」の通知が含まれていた留学生は、「日本語基礎」の履修が課されています。入学・編入学初年度に通年（前期・後期）で、必ずこのクラスを履修してください。

「日本語基礎」の履修が課されていない留学生のうち、日本語に困難を覚えている学生や、日本語能力の向上を目指したい学生は、教務課にご相談ください。

6. その他

- 毎年4月に留学生オリエンテーションを行ないます。新入生だけでなく進級学生も出席してください。
- 留学生オリエンテーションでは『安全な留学生活のために』を配付します。これは日本の法律やマナーについて、イラスト入りで説明した冊子です。日本語だけでなく、英語・中国語・韓国語の訳も書いてありますので、必ず読んでください。
- 在留カードは常に携帯してください。
- 在留カード・保険証・学生証等は、友達同士であっても、貸したり借りたりしてはいけません。
- 日本で自転車を利用するには、法律により「自転車防犯登録」が義務付けられています。登録をすると万が一自転車が盗難にあった場合に、登録番号に基づいて警察が捜索してくれます。友達や先輩から自転車を譲り受けた時は、前の持ち主が防犯登録をしていても、必ずまた新たに防犯登録をしてください。新しく防犯登録をしないと、警察から他の人の自転車を盗んだと判断されますので十分注意してください。